

令和5年11月30日

東大阪市教育委員会教育政策室

学校校務員の懲戒処分関係資料

1 被処分者

施設整備室（東大阪市立小学校）

会計年度任用職員 後藤 真洋（ごとう しんよう）（57歳）

2 処分日

令和5年11月30日

3 処分内容等

懲戒処分 免職

4 概要

被処分者は、令和5年11月4日午前中、大阪府内のホテルで女子高生を本人の同意なく拘束し、性的な写真撮影、現金の窃盗、脅迫行為を行ったことで、令和5年11月8日に強盗・姿態撮影強要未遂容疑で警察に逮捕され、その後の本市教育委員会事務局の聞取りにおいてもその事実を認めている。これらの行為は、全体の奉仕者として、また法を遵守し、高い倫理意識を求められる公務員としてあるまじき行為であり、その行為による影響は大きく、東大阪市職員としてその職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる行為であり地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止にも違反するため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づき処分したもの。